

◎新潟県告示第800号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成27年5月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
麻植ホルム 正之	内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H25.12.10
加藤 義一	内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
野口 武雄	内科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
倉田 和夫	整形外科	見附市立病院	見附市学校町2-13-50	H27.3.27
今野 卓哉	神経内科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2-297-1	H27.4.1
田中 顕	外科	田中外科医院	十日町市田中町本通り272-3	H27.4.2
真部 虔司	外科	真部外科医院	糸魚川市大字能生6905	H27.4.3
番場 道夫	外科	番場外科胃腸科医院	五泉市本町2-3-19	H27.4.4
諸富 武彦	内科、外科	諸富医院	佐渡市両津夷90	H27.4.13
杉本 努	心臓血管外科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	H27.5.1
原 潤一郎	整形外科	上越総合病院	上越市大道福田616	H27.5.11
富田 幸治	内科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	H27.5.13
那須野 暁光	内科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	H27.5.13